

新潟市水道局職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 3 月 29 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

新潟市水道局管理規程第 3 号

新潟市水道局職員研修規程の一部を改正する規程

新潟市水道局職員研修規程（平成 26 年新潟市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「局内研修」を「内部研修」に、「所属内研修」を「職場内 Off - JT」に改め、同条第 3 号中「所属内研修」を「職場内 Off - JT」に改め、同条第 4 号中「自己開発」を「自己啓発」に改める。

第 4 条の見出しを「(内部研修)」に改め、同条中「局内研修」を「内部研修」に改める。

第 5 条中「国」の次に「，市長部局」を加える。

第 6 条，第 7 条及び第 10 条中「局内研修」を「内部研修」に改める。

第 12 条の見出しを「(職場内 Off - JT)」に改める。

第 13 条の見出しを「(自己啓発)」に改める。

附 則

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。